

○守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要綱

平成30年9月6日

教育委員会訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、いじめは、全ての児童及び生徒（以下「児童等」という。）並びに学校に起こり得る問題であるという認識の下、学校の内外を問わず、児童等が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止及び早期発見に努めるとともに、いじめが起きてしまった場合は、迅速に対応し、及び再発の防止に取り組める体制を整備することを目的とする。

(設置)

第2条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に守谷市いじめ対策本部（以下「市対策本部」という。）を、守谷市立小学校及び中学校ごとに守谷市立小中学校いじめ対策本部（以下「学校対策本部」という。）を設置する。

(市対策本部の責務)

第3条 市対策本部は、いじめを未然に防止し、又はいじめを早期に発見・対応し、及び再発を防止するため、守谷市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に対して、いじめ防止の啓発及び児童等への指導力の向上を図るとともに、いじめへの適切かつ迅速な対応ができるよう体制の整備に努めるものとする。

(学校対策本部の責務)

第4条 学校対策本部は、いじめを未然に防止し、又はいじめを早期に発見・対応し、及び再発を防止するため、教職員の危機意識を喚起し、児童等への指導力の向上を図るとともに、児童等及び保護者から事情を聴くなどして、

いじめの実態を正確に把握し、いじめ解消のための適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(市対策本部の構成)

第5条 市対策本部は、本部長、副本部長及び委員で構成する。

2 本部長には教育委員会教育長を、副本部長には教育委員会教育部長を、委員には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育委員会教育指導課長
- (2) 教育委員会学校教育課長
- (3) 教育委員会生涯学習課長
- (4) 教育委員会教育指導課指導主事
- (5) 学校の校長

(市対策本部の取組)

第6条 市対策本部は、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) いじめの未然防止のための取組を企画し、及びそれを周知すること。
- (2) 校長会や学校対策本部から報告されるいじめ事案を分析し、及び適切な対応方針を協議すること。
- (3) 学校に対して、いじめの防止に関する啓発及び指導力の向上を図ること。
- (4) その他教育長が必要と認めること。

(学校対策本部の構成)

第7条 学校対策本部は、本部長及び委員で構成する。

2 本部長には当該学校対策本部設置校の校長を、委員には当該設置校における次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副校長（配置校のみ）
- (2) 教頭
- (3) 教務主任

(4) 生徒指導主事

(5) 学年主任

3 本部長は、いじめ解消のための適切かつ迅速な対応に必要があると認めるときは、臨時委員に当該設置校における次に掲げる者をもって充てることができる。

(1) 学級担任

(2) 養護教諭

(3) 教科担当者

(4) 部活動担当者

(5) 特別支援教育コーディネーター

(6) スクールカウンセラー

(7) スクールソーシャルワーカー

(学校対策本部の取組)

第8条 学校対策本部は、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 学校対策本部の取組に係る年間計画書を作成すること。

(2) いじめの未然防止のための取組を周知すること。

(3) 教職員に対して、いじめの防止に関する啓発及び指導力の向上を図ること。

(4) 全職員の参加によるいじめ対策会議（以下「対策会議」という。）を開催すること。

(5) いじめの実態を把握し、分析し、及び事態の解決に向けた取組方針を決定すること。

(6) その他当該学校対策本部設置校の本部長が必要と認めること。

(連携)

第9条 市対策本部と学校対策本部は、常に連携を図り、いじめ対策に取り組むものとする。

2 市対策本部は、いじめの重大事態が発生した場合は、守谷市いじめ問題重大事態調査委員会及び守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会設置条例（平成27年守谷市条例第6号）第1条の規定により設置された守谷市いじめ問題重大事態調査委員会及び同条例第12条の規定により設置された守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会と連携し、法第28条第1項の規定による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

3 学校対策本部は、守谷市いじめ問題対策連絡協議会の構成機関と連携を図り、いじめ対策に取り組むものとする。

（補則）

第10条 この訓令に定めるもののほか、市対策本部及び学校対策本部の取組及び運営について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、公示の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則（令和3年1月28日教委訓令第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。